

## 別表十一(三) 「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法人が平成14年7月改正法附則第8条(第1項を除きます。)(退職給与引当金に関する経過措置)の規定による退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書は、最初に「改正事業年度」と「改正事業年度終了の時点における資本の金額又は出資金額」の各欄を記載した上で、まず、「当期取崩額に係る取崩不足額又は取崩超過額の計算」の「当期取崩額1」から「取崩超過額10」までの各欄を記載します。次に、「翌期繰越額の計算」の「期首現在額15」から「差引退職給与引当金24」までの各欄を記載してから「要支給額基準による計算」の各欄を記載します。最後に、「翌期繰越額の計算」の「上記のうち事業主が支給する期末退職給与の額を超える部分の金額25」及び「期末退職給与引当金26」と「差引取崩不足額又は取崩超過額14」の各欄を記載します。

### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「当期取崩額1」	法人計算による退職給与引当金勘定の取崩額を記載します。	
「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額2」	「当期取崩額1」のうち、前期以前に退職給与引当金繰入限度超過額などが生じたため益金の額に算入された金額が含まれている場合に、その金額を記載します。	当期の別表四で減算されている退職給与引当金繰入限度超過額などの認容額を記載します。
「改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額3」	改正事業年度(平成15年3月31日以後最初に終了する事業年度をいいます。)開始の時点における税務計算上の退職給与引当金勘定の金額を記載します。 なお、法人が平成14年7月改正法の施行日(平成14年8月1日)前に分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいいます。以下同じです。)を行い、改正前の法第54条第4項に規定する期中退職給与引当金勘定の金額を改正事業年度の損金の額に算入した場合には、その分社型分割等の時点における税務計算上の退職給与引当金勘定の金額を記載します。	
「組織再編成に伴う退職給与引当金勘定の金額の調整額4」及び「当期に組織再編成を行った場合の調整額7」	法人が組織再編成(合併、分割、現物出資又は事後設立をいい、平成14年7月改正法の施行の日(平成14年8月1日)以後に行ったものに限ります。)を行った場合に、その組織再編成ごとに、次の表の区分に応じそれぞれ次のとおり記載します。	この場合には、これらの欄に記載する金額に関する明細をその組織再編成ごとに別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領				注 意 事 項
	法人	事業年度	取 崩 金 額		
			(4)欄	記載しません。	
	合併・分割型分割	合併法人・分割承継法人	合併等の日の属する事業年度	(7)欄	その合併等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該合併等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
				(4)欄	その合併等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。
		分割法人	分割型分割の日の属する事業年度以後の各事業年度	(7)欄	記載しません。
				(4)欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。
	分社型分割・現物出資・事後設立	分割承継法人・被現物出資法人・被事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度	(7)欄	その分社型分割等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該分社型分割等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
				(4)欄	記載しません。
				(4)欄	その分社型分割等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。
				(7)欄	記載しません。
		分割法人・現物出資法人・事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度	(4)欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。
				(7)欄	その分社型分割等により移転をした使用人に係る退職給与引当金勘定の金額のうち、その事業年度開始の日から当該分社型分割等の

欄	記 載 要 領	注 意 事 項							
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 253 499 633" rowspan="3">分社型分割・現物出資・事後設立 分割法人・現物出資法人・事後設立法人</td> <td data-bbox="499 253 699 398"></td> <td data-bbox="699 253 1137 398">日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 398 699 589">分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度</td> <td data-bbox="699 398 1137 589">(4)欄 改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 589 699 633"></td> <td data-bbox="699 589 1137 633">(7)欄 記載しません。</td> </tr> </table>	分社型分割・現物出資・事後設立 分割法人・現物出資法人・事後設立法人		日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。	分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度	(4)欄 改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。		(7)欄 記載しません。	
分社型分割・現物出資・事後設立 分割法人・現物出資法人・事後設立法人			日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。						
	分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度		(4)欄 改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。						
		(7)欄 記載しません。							
<p>「当期に取り崩すべき金額 6」</p>	<p>法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 「改正事業年度終了の時点における資本の金額又は出資金額」の金額が1億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社</p> <p>「<math>(5) \times \frac{\quad}{120}</math> 又は」を消し、退職給与引当金勘定の残額を取り崩します。</p> <p>(2) (1)の法人以外の法人</p> <p>「又は退職給与引当金勘定の残高」を消し、「<math>\frac{\quad}{120}</math>」の分子には当該事業年度の月数を記載します。</p> <p>(注) 改正事業年度開始の日以後10年を経過した日の前日の属する事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の残額を取り崩します。</p>								
<p>「取崩不足額 9」及び「取崩超過額 10」</p>	<p>「当期取崩額 1」から「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額 2」を控除した金額と「要取崩額の計算」の「計 8」の金額を比べ、取崩不足額が生じている場合には「取崩不足額 9」に、取崩超過額が生じている場合には「取崩超過額 10」に記載します。</p>								
<p>「当期末退職給与の要支給額のうち事業主が支給する部分の金額 12」</p>	<p>当期末において在職する使用人の全員がその時において自己の都合により退職したものと仮定した場合に各使用人につきその時において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額（事業主が支給する部分の金額に限ります。）を記載します。</p>	<p>「要支給額基準による計算」の各欄は、平成14年8月改正令附則第5条第10項第2号又は第3号（退職給与引当金に関する経過措置）の規定により平成14年7月改正法附則第8条第3項の規定の適用がないものとされる場合には記載しません。</p>							
<p>「差引取崩不足額又は取崩超過額 14」</p>	<p>「当期取崩額に係る取崩不足額又は取崩超過額の計算」及び「要支給額基準による計算」により計算された金額を記載します。</p>	<p>取崩超過額はマイナスで算出されますから御注意ください。</p>							

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期首現在額 15」	<p>当期首現在の法人計算による退職給与引当金勘定の金額を記載します。</p> <p>なお、改正事業年度において分社型分割、現物出資又は事後設立を行ったことに伴い、平成 14 年 7 月改正法による改正前の法人税法第 54 条第 4 項の規定により期中退職給与引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、その金額を含めて記載します。</p>	<p>改正事業年度以後において有税で引き当てた退職給与引当金は含めないで記載してください。</p>
「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額 20」	<p>「差引期末現在額 19」のうちに、前期以前に退職給与引当金繰入限度超過額などが生じたため益金の額に算入された金額が含まれている場合に、その金額を記載します。</p>	<p>この金額は、別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」に記載された退職給与引当金勘定の期首現在額から、当期において別表四で申告調整として減算した退職給与引当金繰入限度超過額などの認容額である「当期中の増減」の「減②」の金額を差し引いた金額と一致します。</p>

#### 4 根拠条文

平成 14 年 7 月改正法附則 8